

新開発食品の健康影響評価等について

1. これまでの新開発食品関係の食品健康影響評価の実施状況について

7月1日の食品安全委員会発足後、食品安全委員会において新開発食品関係で以下の健康影響評価が実施された。

(1) 平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805001号で意見を求められた件(参考資料4、5参照)

薬事・食品衛生審議会において行われた「ファイバー食パン 爽快健美」(日本食品化工株式会社)、「豆鼓エキス つぶタイプ」(日本サプリメント株式会社)、「ヘルシーコレステ」(日清オイリオ株式会社)及び「エコナマヨネーズタイプ」(花王株式会社)の4品目については、食品安全委員会で食品健康影響評価を行った結果、特定保健用食品としての安全性の審査の結果は、当委員会として妥当と考えると回答された。(平成15年9月11日付け府食第99号)

(2) 平成15年8月29日付け厚生労働省発食安第0829001号で意見を求められた件(参考資料6、7参照)

「サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)」を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品」として供されている物についての販売を禁止することに係る食品健康影響評価については、現在得られている知見・情報等から判断すると、閉塞性細気管支炎を引き起こす原因物質やその作用機序は特定されていないものの、これまで、アマメシバの粉末の長期摂取が原因と疑われる閉塞性細気管支炎の発症事例が報告されていること等から、アマメシバ粉末(これを錠剤にしたものを含む)の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できないと回答された。(平成15年9月4日付け府食第83号)

2. 特定保健用食品について

- ・特定保健用食品を含む保健機能食品制度は、平成13年4月に創設された制度。(参考資料8参照)
- ・特定保健用食品は、個別に国の許可(承認)を受けた上で、特定の目的で健康の維持・増進に役立つ旨を表示することができる食品。(参考資料9参照)
- ・平成15年10月7日現在、特定保健用食品の表示が許可されている食品は396品目、表示承認されている食品は2品目。
- ・特定保健用食品の審査手続(参考資料10参照)
- ・特定保健用食品の健康影響評価(参考資料11、12、13参照)